

和地ひとみレポート No.318

都営東大和向原団地の創出用地に都立特別支援学校建設 市の仮要望事項に対する東京都の回答

■都立特別支援学校建設に向け

…昨年(2018年)の12月16日付のこのレポートでは、東大和市内における東京都の新たな事業について紹介しました。その一つが、都営向原団地の創出用地(東京都が所有している土地)の活用についてです。市は平成20年に都が創出用地を活用して良好な住宅を190戸建設するという方針を受け、地区計画を変更するなど対応をしていましたが、平成29年4月に東京都都市整備局と教育庁が東大和市役所を訪れ、東京都としては北側の創出用地に知的障害者特別支援学校の建設を検討したいとの意向が示されました。市としては、当初の計画通り住宅建設を希望して東京都と交渉をしていましたが、今年(2019年)の3月の市議会定例会において、佐竹康彦議員(公明党)の一般質問の質問に対し「東大和市としては、特別支援学校の建設を受け入れる。また、南北の創出用地に対しては建設に支障がないように一体的に考えていければ…と考えている」と市長が答弁の中で建設を受け入れる意思を表明。この表明から、今後は、この創出用地の北側1.8haには特別支援学校建設に向けて検討が進んでいくことになる一方で、南側2.7haについては、まだ具体的な計画はない中で、活用方法を東京都と東大和市との協議の中で進めていくこととなります。

■市から都に対して出した要望事項

…都営向原団地の創出用地の活用方法について、東京都と協議を進めていく中、市は平成29年12月に「特別支援学校の建設を了承するとした場合の仮要望事項」を東京都に提出。このたび、その回答が東京都から出てきましたので、以下、ご紹介します。

【都立特別支援学校建設に係る 市の仮要望事項に対する東京都の回答】

◆基本計画作成業務の実施に係る仮要望事項

(1)突発的な集中豪雨が発生するたび、予定地と東大和市駅間の都道等において、頻繁に道路冠水が発生し、沿線住宅の浸水や通行車両への被害が起きている。このことは地域住民の長年の懸案となっていることから、近隣の内水被害を解消できるよう、できるだけ大きい容積の雨水貯留施設を東京都の負担により整備を行うこと。

⇒(都の回答)学校建築の際に整備する校舎地下部分のうち、学校で利用しない空間を市が整備する雨水排水管と接続することで、近隣の内水被害抑制のための雨水貯留の利用に供することができる(貯留量については、市提案の1万立方メートル以上を目標とするが、設計後に確定することとなる)。なお、雨水貯留施設の整備に当たっての負担等については、以下のとおりとなる。

①雨水貯留施設として利用するために必要なポンプ、

止水弁、導水管等の整備は市の負担によること。

②雨水貯留施設として利用する部分の清掃、点検等の維持管理に係る経費は市の負担によること。

③雨水貯留施設として運用するために行う機器類の設置や点検口の整備などにより、学校敷地内の一部分を占有する場合には、東京都教育財産管理規則に基づく金銭について、必要に応じて徴収する。

④一時的に利用する設備であるため、平常時に雨水が流入しないよう止水弁等の整備を市の負担で行うこと。

⑤市の抜本的な内水被害対策が講じられるまでの暫定的な措置であること。

(2)野外運動場については、市民への利用に供する地域開放を行うこと。なお、近隣への砂塵の影響を防ぐため、人工芝グラウンドの整備を行うこと。

(3)屋内運動施設(体育館)について、市民への利用に供する地域開放を行うこと。

⇒(都の回答)東京都の施設開放事業である「都立学校開放事業」又は「都立学校活用促進モデル事業」に基づき、施設開放することを前提として整備を行う。グラウンドについては、砂塵対策を施す。

(4)特別教室(会議室、調理室、音楽室、美術室、陶芸室、視聴覚室等)について、市民への利用に供する地域開放を行うこと。なお、音楽室については、音楽活動を行う市民の利用に供するため、防音施工を行うこと。また、陶芸室については、陶芸窯を備えること。

⇒(都の回答)特別教室については、児童・生徒の教室移動に係る導線を踏まえた教室配置を要することから、学校開放を前提とした配置が難しく、窯については、施設管理上、解放にはなじまない。なお、多目的に活用できるスペースの設置に当たっては、施設開放を前提として整備を行う。

(5)通年で稼働する屋内温水プールを東京都負担により整備し、市民への利用に供する地域開放を行うこと。なお、地域開放に伴う維持管理経費については、市の負担がないようにすること。

⇒(都の回答)プールの地域開放については、衛生管理、構造設備の面で、学校プールには求められていないレベルの整備が必要となる。また、都が光熱水費、監視員の配置などの多くの維持管理経費を要することが考えられ、市民開放のための経費を負担するのは困難である。現段階では、学校において温水プールを導入する合理的な理由がなく、市において温水プールの開放を望む場合には、維持管理に係るコストのほか、温水プール化に伴うイニシャルコストについて、市の負担が可能か検討いただく必要がある。(裏面に続く)



(6) 二次避難所(福祉避難所)の開設等に関して、市と協定を締結すること。なお、二次避難所(福祉避難所)の開設を優先させることを前提としたうえで、災害時の市の一般避難者向けの協力項目として、屋外運動場を一時避難場所として一般避難者に開放すること。

⇒(都の回答)市から二次避難所として指定の要請を受けた場合には、協定の締結に向けて対応していく。開設準備室設置後調整し、学校と協定を締結することとなる。一時避難場所としての機能を損なわないことを前提として調整していく。

(7) 敷地内に一般避難者向けの災害対策用備蓄倉庫(備品を含む、定期的な入れ替えを含む)や応急給水槽、災害対策用マンホール式トイレ(仮設トイレ式を含む)の整備及び管理を行うこと。

⇒(都の回答)避難所の指定については(6)の回答のとおり協力していくが、避難所の整備については、市の役割であることから、備蓄の整備、管理は、市において対応いただきたい。なお、学校敷地内に市の備蓄庫を設置する場合は、目的外使用に係る申請により、土地利用の可否を決定し、利用目的に応じて使用料を徴収する。応急給水槽の整備は、都事業としては実施していない。マンホール式トイレについては、施設整備の検討において調整していく。

(8) 予定地の近隣にある東大和市民会館(ハミングホール)で駐車場が満車となることが予測される公演開催時において、臨時駐車場として学校駐車場の利用を認めること。

⇒(都の回答)学校運営上支障がないことが前提となる。教育財産の目的外使用であれば、目的外使用に係る申請により、土地利用の可否を決定し、利用目的に応じて使用料を徴収する。

(9) 職業に関する教科学習として、喫茶室相当の施設、設備については、市民の利用に供することを可能とする施設の整備を行うこと。

(10) 職業に関する教科学習として、農福連携を視野に入れること。また、実習に当たっては、地元の農業従事者との連携を図ること。

(11) 職業に関する教科学習として、一般就労、福祉就労の観点から、リサイクル業を視野に入れた資源物の受入れ・選別場所となる施設・設備の整備を行うこと。

(12) 学校から発生する枝木や生ごみ等は、ごみ減量を図るため、自校内でチップ化や堆肥化を行うことができる施設、設備の整備を行うこと。

⇒(都の回答)教育カリキュラムに応じて具体的な範囲や内容について調整していく。

◆その他の仮要望事項

(1) 向原団地の創出用地については、定期借地権付きの戸建て住宅を建築することが予定されていた。特別支援学校が建設された場合は、固定資産税・都市計画税

及び国有資産等市町村交付金が非課税となり、また、転入による個人市民税が見込めなくなる。このことから一定額の税収がなくなり、当市の自主財源に影響を与えることとなるため、戸建て住宅が建築された際に見込める税収に見合った財源の確保を行うこと。

⇒(都の回答)関係局へ情報提供済み

(2) 東大和市内の安定的な需要の確保と地域経済の活性化に向け、特別支援学校開校後は、維持管理、物品納入等について、原則として市内事業者への発注を行うこと。

⇒(都の回答)契約案件は、都の契約事務規則等に基づき実施しており、発注先を市内事業者に限定することはできない。

(3) 東大和市内の雇用促進を図るため、東大和市内の求職者を優先した採用を行うこと。

⇒(都の回答)スクールバス添乗員や給食調理員など、委託業務については委託業者が募集するため、都は関与しない。学校が直接募集する場合にも、都の募集要項等に基づき選考することとなる。

(4) 東大和市内の産業や観光をテーマとするイベント等への協力・連携を行うこと。

⇒(都の回答)地域に開かれた学校づくりの観点から、協力・連携を基本として、具体的な内容は、開設準備室設置後に調整していく。

(5) 次に掲げる事業の実施において、市内のその他の都有地を活用することになった場合、貸付料の設定について、無償となるように配慮すること。

- ①民間保育園・民間学童保育所の整備
- ②社会福祉法人等の福祉施設の整備及び保育士、介護福祉士等の養成校の整備
- ③放課後デイサービス事業所の整備

⇒(都の回答)関係局へ情報提供済み

■市民が「良かった」と思えるように

…言うまでもなく、この創出用地は東京都の資産です。持ち主の東京都が活用方法を決定することは当然とも言えますが、その所在地、地元である東大和市のまちづくりに大きな影響があることも事実です。また、東大和市民も東京都民。東大和市民も随分と踏み込んだ要望を出して交渉を進めている一方で、東京都の回答の中には都民でもある東大和市民に対して、少しそっけない内容だと感じるものもありました。今後、市はこの回答だけで終わりにせず、開校スケジュールが決定したのちに、項目ごとに協議、交渉を継続していくとのことです。どちらにしても、市民や地域が「良かった」と思える計画にすることが必要。東京都もその点を考慮して市の要望に耳を傾け、長期的な視点で最善を尽くしてほしいと思います。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

【プロフィール】「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」



1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。学校外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク(※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換)に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。月刊誌『日経WOMAN』のベンチャー企業で活躍する女性特集で取り上げられる。その後、人材開発部長を拝命。『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011年4月、初当選。現在3期目。顔の見える議員として、日々奮闘中。

東大和市 市議会議員

和地 ひとみ

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP: <http://www.wachi1103.jp>

✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp 【電話・FAX】042-516-8546

〒207-0005 東大和市高木3-274-2-102